

事業者排出量削減計画書

<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更																					
（宛先）京都市知事																					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都港区浜松町2-4-1																					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 一般社団法人 日本血液製剤機構 理事長 上田 英彦 電話 03-6435-6500																					
主たる業種	生物学的製剤製造業 <table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>細分類番号</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> </table>	細分類番号	1	6	5	3															
細分類番号	1	6	5	3																	
事業者の区分	第12条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 第12条第1項第2号又は第3号 第12条第1項第4号																				
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで																				
基本方針	省エネの推進、廃棄物排出量の削減、リサイクルの推進を進め、ISO14001環境マネジメントシステムによる環境負荷の低減を図る																				
計画を推進するための体制	環境安全責任者（工場長）を長として、その下に環境管理責任者による環境委員会、ISO推進部会を設置し事業所内の環境管理を行う																				
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	<table border="1"> <tr> <th>温室効果ガスの排出の量</th> <th>基準年度 (20~22)年度</th> <th>第1年度 (23)年度</th> <th>第2年度 (24)年度</th> <th>第3年度 (25)年度</th> <th>増減率</th> </tr> <tr> <td>事業活動に伴う排出の量</td> <td>14,969.5 トン</td> <td>14,975.7 トン</td> <td>14,861.6 トン</td> <td>14,482.5 トン</td> <td>-1.3 パーセント</td> </tr> <tr> <td>評価の対象となる排出の量</td> <td>14,946.5 トン</td> <td>14,975.7 トン</td> <td>14,861.6 トン</td> <td>14,482.5 トン</td> <td>-1.2 パーセント</td> </tr> </table>	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	事業活動に伴う排出の量	14,969.5 トン	14,975.7 トン	14,861.6 トン	14,482.5 トン	-1.3 パーセント	評価の対象となる排出の量	14,946.5 トン	14,975.7 トン	14,861.6 トン	14,482.5 トン	-1.2 パーセント		
	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率															
	事業活動に伴う排出の量	14,969.5 トン	14,975.7 トン	14,861.6 トン	14,482.5 トン	-1.3 パーセント															
評価の対象となる排出の量	14,946.5 トン	14,975.7 トン	14,861.6 トン	14,482.5 トン	-1.2 パーセント																
目標の根拠	飽和蒸気の過熱蒸気化（乾き度の向上）による蒸気使用量削減（燃料ガス使用量削減） 空調冷熱源設備の高効率化、HP化による電気使用量及び蒸気使用量の削減によって排出量を削減する。																				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	<table border="1"> <tr> <th>事業の用に供する建築物の用途</th> <th>原単位の指標</th> <th>基準年度 (22)年度</th> <th>第1年度 (23)年度</th> <th>第2年度 (24)年度</th> <th>第3年度 (25)年度</th> <th>増減率</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">工場</td> <td>事業活動に伴う排出の量 (出荷ベース標準原価換算)</td> <td>171.00</td> <td>172.00</td> <td>170.00</td> <td>166.00</td> <td>-0.98 パーセント</td> </tr> <tr> <td>事業活動に伴う排出の量 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>パーセント</td> </tr> </table>	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	工場	事業活動に伴う排出の量 (出荷ベース標準原価換算)	171.00	172.00	170.00	166.00	-0.98 パーセント	事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率														
	工場	事業活動に伴う排出の量 (出荷ベース標準原価換算)	171.00	172.00	170.00	166.00	-0.98 パーセント														
事業活動に伴う排出の量 ( )						パーセント															
原単位の指標及び目標の根拠	経済産業省への報告と同様に、製品出荷数量を標準原価換算した数値を用いて基準年度と同数量を生産するものとして計画した																				
重点的に実施する取組の実施計画	<table border="1"> <tr> <th>基準年度 (22)年度</th> <th>第1年度 (23)年度</th> <th>第2年度 (24)年度</th> <th>第3年度 (25)年度</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>90.0 セント</td> <td>90.0 セント</td> <td>95.0 セント</td> <td>95.0 セント</td> <td></td> </tr> </table>	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	90.0 セント	90.0 セント	95.0 セント	95.0 セント											
	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考																
90.0 セント	90.0 セント	95.0 セント	95.0 セント																		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度 蒸気サクションの導入による蒸気(ガス)使用量の削減(115トン) (24)年度 空調用冷熱源設備の高効率化による排出量削減(268トン) (25)年度 空調用熱源設備のヒートポンプ化による排出量削減(85トン)																				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	近隣地区（成仁学区）に居住する者は、1回/月以上は自転車、徒歩で通勤する。																			
	上記の措置を採用する理由	ISO14001の活動の中で継続的に実施している																			
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考																
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン																	
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン																	
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン																	
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン																	
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン																	
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン																		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	工場周辺の美化活動（クリーンキャンペーン）2回/年実施																				
特記事項	平成24年10月1日付で 株式会社ベネシスと日本赤十字社血液分画事業部門が統合したため																				

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。